



認可事業者 (AEO)

日・EU間の相互承認

フランス税関当局は、日・EUの間で一年以上交渉されてきた認可事業者 (AEO) の相互承認の合意が近々締結されることを発表しました。

実は、この制度は、日本側の多くの非関税障壁の撤廃および特に EU 側の関税の撤廃を予定している日・EU間の経済統合協定 (EIA) の一環を成しています。

参考：認可事業者 (AEO)

認可事業者 (AEO) の資格を取得することは、今日、一種の証票を得ることになり、その主な恩恵は、世界関税機構 (WCO) が奨励しているものと同様の資格を実施している国との相互承認により享受することができます。

日本との合意の達成は、米国との合意を期待する中で重要な出来事です。EU は、すでにノルウェー並びにスイスと相互承認を締結しています。

デーエス法律事務所 (DS Avocats) の国際取引・税関部門が資格取得手続のサポートおよび相互承認の実務効果についての調査をさせていただきます。

お問合せ ジャン マリ・サルヴァ

E メール: DSCustomsdouane@dsavocats.com

TEL : + 33-(0)1-53-67-50-00